

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い

各種助成金の申請先が変わりました！

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の千葉センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、千葉労働局に変更となりました。

対象となる助成金

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 中小企業労働力確保関係助成金 | (3) キャリア形成促進助成金 |
| ① 中小企業人材確保推進事業補助金 (※) | ① 訓練等支援給付金 |
| ② 中小企業基盤人材確保助成金 (※) | ② 中小企業雇用創出等能力開発助成金 |
| ③ 中小企業人材能力発揮奨励金 (※) | ③ 職業能力評価推進給付金 |
| ④ 中小企業職業相談委託助成金 (※) | ④ 地域雇用開発能力開発助成金 |
| (2) 建設労働者雇用改善法関係助成金 | |
| ① 建設雇用改善推進助成金 | |
| ② 建設教育訓練助成金 | |

※中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、千葉県の担当窓口に出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から千葉労働局に変更となりました。

(注) (1) - ③、(1) - ④及び (3) - ③、(3) - ④はすでに廃止された助成金で、経過措置分となります。

平成23年10月1日からの相談・申請先

千葉県労働局職業安定部職業対策課事業所給付係
〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎 4 階
TEL : 043-221-4393 FAX : 043-202-5141

労働保険料等が口座振替により納付いただけるようになりました。

労働保険料及び一般拠出金は、現在、金融機関や労働局等の窓口で納付いただいておりますが、納付いただく方々の利便性を高めるため、口座振替により納付いただけるようになりました。

- ◇ 金融機関等の窓口で納付の都度出向くことなく、労働保険料等の納付が出来ます。
- ◇ 口座振替の手続きを一度行えば、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ◇ 手数料はかかりません。
- ◇ 納付期限を気にすることなく、自動的に労働保険料等の納付が行えます。(ただし、残高不足により振替不能となることのないようご注意ください。)

口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出いただく必要があります。

注) 口座振替の開始を希望される納期により申込用紙の提出期限があります。
一部の金融機関においては取扱っておりません。

詳細については、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課HPをご参照いただくか、千葉労働局総務部労働保険徴収課 (☎ : 043-221-4317) にお尋ねください。